

「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」について

和歌山家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（原則として住民登録がされていた住所。住民票の写し又は戸籍の附票等で確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われます。

管轄する家庭裁判所の本庁または支部に照会してください（なお、妙寺出張所では取り扱っていません。）。

2 照会することができる方について

- (1) 相続人
- (2) 被相続人に対する利害関係者（債権者等）

3 照会手数料について

照会に関する手数料は不要です。

なお、郵送による回答を希望する場合は返送用の郵便切手が必要です。

4 照会手順について

(1) 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無等についての照会書」及び「目録」を利用するなどして必要事項を記入し、管轄区域に応じた家庭裁判所（支部）に送付してください。

照会に当たっては、照会対象者を「相続人目録」により特定してください。

調査は記入された情報に基づいて行いますので、照会対象者の氏名のほか、被相続人の氏名、死亡時の最後の住所及び死亡年月日は、必ず戸籍（日本国籍を有しない場合には住民票の写し等）の記載どおり正確に記入してください。

戸籍の記載どおり正確に記入されていない場合には、相続放棄等の申述の受理

がないものとして取り扱われることがあります。

また、「目録」は原本1通のほか、写し1通を添付してください。

(2) 照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として次のとおりです。

※添付資料はコピーでも差し支えありません。

※追加資料が必要な場合には別途お知らせしますので、追送してください。

※また、日本国籍を有しない方については、住民票の写し、死亡届記載事項証明書、死亡した外国人に係る登録原票の写し、家族関係登録簿、親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等（外国語で記載されているものは要翻訳添付）のいずれかの公的書類を戸籍の代替としてください。

※なお、住民票等の添付資料は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

ア 相続人が照会者の場合

(ア) 被相続人の本籍及び死亡年月日の記載がある住民票除票

または、被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本及び戸籍附票

※これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、その旨の証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情説明書

(イ) 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等）

(ウ) 照会者の宛先宛名を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒（重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）

イ 被相続人に対する利害関係者（債権者等）の場合

(ア) 被相続人の本籍及び死亡年月日の記載がある住民票除票

または、被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本及び戸籍附票

※これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、その旨の証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情説明書

(イ) 利害関係を証明する資料

利害関係の内容，利害関係者及び債務者等の住所，氏名並びに生年月日等の個人特定情報を確認できる契約書，登記事項証明書，訴状，判決書等（契約書等だけでは利害関係が把握できない場合には，利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

(ウ) 照会者の宛先宛名（代表者宛ではなく支社，支店又は営業所等宛でも可）を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒（重量超過で料金が不足する場合には，不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）

ウ 委任状，資格証明等

(ア) 照会者が法人の場合

当該法人の代表者（登記されている支配人も可）であることを確認できる代表者事項証明書等

※銀行等の支店長名による照会は，当該支店長が登記されている支配人でない限りできません。

(イ) 代理人による照会の場合

相続人又は被相続人に対する利害関係者（債権者等）から委任された弁護士である場合には，委任状

※弁護士以外の方は代理人にはなれません。

5 調査対象期間について

調査できる期間は，以下のとおりです。

なお，申述がなされた後，30年を経過しているものについては，帳簿その他の関係資料の保存期間が満了しているため，調査不能です。

(1) 和歌山家庭裁判所（本庁）

ア 被相続人の死亡日が平成12年1月1日以降の場合

平成12年1月1日から調査日の前日まで

イ 被相続人の死亡日が平成11年12月31日以前の場合

いわゆる第1順位の相続人については，被相続人の死亡日から，それ以外

の相続人については、いわゆる先順位の相続人の相続放棄申述が受理された日から、それぞれ3箇月間

ただし、相続放棄の申述等が平成12年1月1日以降になされているときは、アと同じ期間で回答できることがあります。

(2) 和歌山家庭裁判所管内各支部（御坊，田辺，新宮）

ア 被相続人の死亡日が平成18年1月1日以降の場合

平成18年1月1日から調査日の前日まで

イ 被相続人の死亡日が平成17年12月31日以前の場合

いわゆる第1順位の相続人については、被相続人の死亡日から、それ以外の相続人については、いわゆる先順位の相続人の相続放棄申述が受理された日から、それぞれ3箇月間

ただし、相続放棄の申述等が平成18年1月1日以降になされているときは、アと同じ期間で回答できることがあります。

6 相続放棄等の申述受理証明書の申請について

相続放棄等の申述受理証明書の交付申請については、さらに添付資料が必要となる場合があるほか、原則として添付資料は原本の提出が必要になります。

なお、「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」と異なり、その発行に手数料（1件について収入印紙150円）が必要です。